

社会福祉法人中蒲原福祉会役員等の報酬の支給に関する規程

平成 8年 2月16日制定
平成12年 3月24日改正
平成17年 1月28日改正
平成20年 3月25日改正
平成21年 5月28日改正
平成25年 1月25日改正
平成29年 3月29日改正
令和 5年 3月14日改正

(目的)

第1条 定款第9条に規定する評議員の報酬並びに定款第25条に規定する理事及び監事の報酬、及びその支給については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定める役員等とは、理事長、理事、監事、評議員をいう。

3 役員等の勤務実態については、理事会及び評議員会への出席、経営者会議等への出席、研修会（視察も含む）への出席のみならず、電話・文書その他による照会・意見聴取等の法人経営に係る日常的な調査研究も含まれるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬として支給する金額は次のとおりとし、勤務実態に基づいて支払う。

理事長 月 額 2万円（ただし、職員である理事長は15万円）

理 事 " 1万円（ただし、職員である理事には支給しない）

監 事 " 1万円

評議員 " 5千円

2 役員等についた当月分から報酬を支給する。ただし、役員等に付いた月の在任日数が10日に満たない場合は支給しない。

3 役員等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は中蒲原福祉会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、如何なる場合においても重複して報酬を支給しない。

(報酬の支払)

第3条 報酬の支給日は、当月21日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日に支払う。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成8年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人中蒲原福祉会役員等費用弁償に関する規程

平成 8年 2月16日制定
平成 9年 3月24日改正
平成11年 5月28日改正
平成12年 3月24日改正
平成13年10月26日改正
平成20年 5月23日改正
平成29年 3月29日改正
令和 5年 3月14日改正

(目的)

第1条 定款第9条に規定する評議員の費用弁償並びに定款第25条に規定する理事及び監事の費用弁償、及びその支給については、この規程の定めるところによる。

(費用の弁償)

第2条 招集に応じ、又は職務に従事したときは、これを弁償する。

2 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（以下、「交通費」という。）は、その路程を通算して計算しこれを支給する。但し、1キロメートル未満の端数はこれを切り捨てる。

3 交通費及び宿泊料については、職員旅費規程による。

4 特別の事情によって第1項及び第2項により難しいときは、現に要した実費の全部又は一部を支給する。

5 交通費のほかに、日当として1日につき3千円を支払う。

6 この規程に基づく費用弁償は、職員である理事長及び理事には支給しない。

(費用弁償の支払)

第3条 費用弁償の支給日は、翌月21日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日に支払う。

附 則

この規程は、平成8年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。